

平成27年度 食品、添加物等の春期一斉取締りの実施結果について

尼崎市では、春の行楽期に流通・消費される食品による危害の発生を防止するため、重点業種を定め、営業施設への立入調査及び食品の収去検査を4月～5月に実施しましたので、その結果をお知らせします。

1 実施期間 平成27年4月20日（月）～平成27年5月29日（金）

2 実施結果の概要

(1) 立入検査

食品関係の営業施設に対し、延べ25施設の立入検査を実施しました。施設基準違反および管理運営基準違反はありませんでした。

(2) 食品の収去検査等

延べ38検体の食品について検査を実施し、違反検体数は0件、衛生規範不適検体数は1件でした。内容は、惣菜において黄色ブドウ球菌を検出されたというものでした。原因追求のため検査結果時に現場指導を実施しました。

3 実施結果の一覧表（別添ファイルのとおり）

平成27年4月20日～平成27年5月29日
春の一斉取締り

監視結果						
	立入施設数	違反施設数	違反内容			
			施設基準	講ずべき措置基準	表示基準	その他
飲食店営業	10	0	0	0	0	0
惣菜製造業	4	0	0	0	0	0
菓子製造業	11	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	25	0	0	0	0	0

収去結果						
報告分類名称	検査検体数	細菌検査数	理化学検査数	違反検体数	違反内容	
野菜類及びその加工品	4	0	4	0		
菓子類	10	10	0	0		
魚介類加工品	4	0	4	0		
その他の食品	20	20	0	1	衛生規範の違反	
合計	38	30	8	1		

野菜類及びその加工品 : カット野菜、野菜の水煮

菓子類 : 生洋菓子等

魚介類加工品 : 魚介乾製品、魚介燻製品等

その他の食品 : 弁当、惣菜等